

証券コード 4838

2024年1月10日

(電子提供措置開始日 2024年1月5日)

株 主 各 位

東京都港区六本木三丁目16番35号

株式会社スペースシャワーネットワーク

代表取締役社長 林 吉 人

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.spaceshower.net/ir/information/meeting.html>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、臨時株主総会を選択いただき、ご確認ください。）

また、当社ウェブサイトのほか、下記のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

<https://d.sokai.jp/4838/23087608/>

他に、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「スペースシャワーネットワーク」又は「コード」に当社証券コード「4838」を入力の上検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年1月25日（木曜日）午後7時までには到着するように、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時 2024年1月26日（金曜日）午後2時
受付開始は午後1時を予定しております。
2. 場所 東京都港区六本木3丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー9階
「ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター」
ご来場の際は、末尾の「株主総会 会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。
3. 目的事項
決議事項
第1号議案 株式交換契約承認の件
第2号議案 吸収分割契約承認の件
第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第5号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第8号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、議決権行使書用紙において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
 2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 3. 株主総会にご出席の株主様へのお土産及び総会終了後の懇親会のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
 4. 会社法改正により、電子提供措置事項について上記のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求を頂いた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。
株主総会参考書類「第1号議案 株式交換契約承認の件」のうち、「（4）SKIYAKIの最終事業年度に係る計算書類等」

株主総会参考書類

第1号議案 株式交換契約承認の件

当社と株式会社SK I Y A K I（以下「SK I Y A K I」といい、当社とSK I Y A K Iを総称して「両社」といいます。）は、2023年11月10日開催の両社の取締役会において、両社対等の精神のもとに当社における持株会社体制への移行を伴う経営統合（以下「本経営統合」といい、本経営統合後の両社グループを「統合会社」といいます。）を行うことをそれぞれ決議し、両社は、かかる取締役会決議に基づき、2023年11月10日付で、当社を株式交換完全親会社、SK I Y A K Iを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）に係る株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約のご承認をお願いするものであります。

なお、本株式交換については、当社においては本総会にて、SK I Y A K Iにおいては2024年1月26日（予定）に開催予定の臨時株主総会にて、それぞれ本株式交換契約の承認を受けた上で、2024年4月1日（以下「本効力発生日」といいます。）を効力発生日として行うことを予定しております。

1. 本株式交換を行う理由

(1) 本経営統合の背景・目的

当社は「Empower artists & Enrich fan experience」をミッションに掲げ、ユーザーへのコンテンツの提供とアーティストへのソリューションの提供を行っております。1989年12月に音楽専門チャンネル「スペースシャワーTV」を開局して以来、様々な番組コンテンツを視聴者に提供しております。また、「スペースシャワーTV」を運営する中で培ったアーティストやレーベル等、音楽業界での関係性を活かし、ミュージックビデオやライブ等の映像制作やライブ・イベントの企画・制作、ライブハウスの運営、EC/MD（注1）事業等の周辺領域に事業を拡張しております。さらに、M&Aによりアーティストマネジメントや、レーベル、ディストリビューション、ファンクラブ、エンタテインメントカフェなどの事業を獲得したことで、多様な機能を備えた総合エンタテインメント企業となっております。

一方で、SK I Y A K Iは「“Fan Tech（注2）”分野で新たなマーケットを創造し世の中に価値を提供する」とのビジョンの実現を目指し、「創造革命で世界中の人々を幸せに」というミッションを掲げ、アーティストとファンを繋ぐWebプラットフォームサービスである「Bitfan」及び「Bitfan Pro」の提供を行っております。また、プラットフォームを通じて、アーテ

リスト及びクリエイターに対して、ファンクラブやEC/MD、オンラインチケットサービスなどのソリューションを、グループ会社ではライブ制作やファン旅行の企画などのソリューションの提供を行っております。

「Bitfan」及び「Bitfan Pro」は多数の有名クリエイターが利用する国内大手のプラットフォームとして、有料会員100万人以上の実績を有しております。

(注1) 「MD」とは、マーチャンダイジングの略であり、商品の開発や仕入から販売までのプロセスの企画とそれらの実行のことを指します。

(注2) 「“Fan Tech”」とは、“Fan×Technology”の略であり、SKIYAKIでは“Fan×Technology”を「ファンのためになるサービスをテクノロジーによって実現し、新しいマーケットを創造する取り組み」と定義しております。

当社とSKIYAKIが事業を展開するエンタテインメント市場は、近年大きく変化しております。

音楽コンテンツ市場においては、各種サービスのデジタルシフトが急速に進み、サブスクリプションの音楽・動画配信が普及・定着しており、国内の音楽配信市場は、2023年上半年（1～6月）累計では、前年同期比113%の572億円となり、2020年第4四半期以降、二桁成長を続けており、中でもストーリーミングは音楽配信市場全体の90.3%とシェアを拡大しています（注3）。

ライブ・イベント市場においては、COVID-19（新型コロナウイルス感染症）が5類感染症に移行されたことに伴い、興行における集客が回復しつつあり、今後、新たなイベントやフェスの立ち上げが相次ぐことが想定されます。2022年のライブ・イベント市場の売上高は3,984億円に達し、コロナ禍前の2019年の売上高3,665億円を超える状況にあります（注4）。

また、近年、SNSや音楽・映像配信をはじめとする各種プラットフォームの普及によって、誰もがいつでもグローバルに情報発信し、コンテンツや商品を販売することが可能な世の中へと変化しており、全ての人々がクリエイターとなりうる「クリエイターエコノミー」という新たな経済圏が勃興しております。今後更に個人へのパワーシフトが進み、「クリエイターエコノミー市場」は、益々拡大していくことが予想されています。

このような状況下において、両社は2022年8月初頭からエンタテインメント領域における協業の可能性について協議を重ねてまいりました。両社は、多彩なソリューションの提供により、才能あるアーティスト及びクリエイターの持続的な創作活動を支えるとともに、ファンへの新たなコンテンツと感動

を提供するという、共通したビジョンを有しております。協議を重ねていく中で、ビジョンや成長戦略が一致することに加え、両社の競争優位性（強み）と経営課題（弱み）が相互補完関係にあることを認識し、経営統合を行うことで、これまで以上に有益なサービスや、魅力的なコンテンツの提供を実現できると判断するに至りました。以上の認識のもとで、本経営統合により、両社はコンテンツとテクノロジーをかけあわせた、これまでになく新しいエンタテインメントカンパニーとして、持続的な発展を実現してまいります。

（注３） 一般社団法人日本レコード協会2023年8月30日付「音楽配信売上四半期数値」参照

（注４） 一般社団法人コンサートプロモーターズ協会「年別基礎調査報告書 2019年」及び「年別基礎調査報告書 2022年」参照

（2）統合会社のミッション及び目指す姿

（i）統合会社のミッション

EMPOWER ARTISTS & CREATORS, ENRICH FAN EXPERIENCE

我々が住むこの社会を持続可能なものにするために、文化や価値観の多様性を育むことが求められています。

音楽をはじめとしたエンタテインメント業界で活動する当社グループは、さまざまなバックグラウンドを持つアーティストやクリエイターたちと共に、豊穡な文脈をもった良質なコンテンツを提供し、ユーザーの心に感動を生み出すことで、人々の内面世界に彩りを与え、文化・芸術、そして社会の多様性の実現に貢献してまいります。

また、個人へのパワーシフトが進む社会の変化に対応して、幅広いジャンルで活躍するアーティストやクリエイターたちが、豊かにそして長くその活動を続けられるように、利便性の高いソリューションを360°で提供し、表現活動をする人たちの裾野を広げ、その価値を高めていくことが我々の社会的使命だと考えています。

（ii）統合会社の目指す姿

AIをはじめとするテクノロジーの急速な進化によって、エンタテインメント業界では、ビジネスのあり方が今後加速度的に変化していくことが予想され、これまで以上に、テクノロジーとの真摯な向き合いが必要不可欠なものとなってきています。

このような激変する業界環境において、両社は、本経営統合によって、「コンテンツ」と「テクノロジー」を有する数少ない企業体を形成することで、新しいビジネスの地平を切り拓き、エンタテインメント業界の変化を先取りする企業体を目指してまいります。

(3) 本経営統合の相乗効果

両社は、日本のエンタテインメント業界が持続的に成長していくために、従来の業界慣習のデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」といいます。）を推進し、グローバルに通用するアーティスト及びクリエイターを育成・支援するデジタルプラットフォームを確立する必要があるとの共通の課題認識を持っております。

また、当社が有するコンテンツ制作能力とSKIYAKIが有するプラットフォームサービス及びシステム開発の技術力を組み合わせることで上記課題を解決し、アーティスト及びクリエイターのUX（注5）を向上するエコシステムが構築できると考えております。

両社は、ステークホルダーの皆様へのより一層の価値提供とエンタテインメント業界の発展のために、以下の取り組みを推進してまいります。

(i) 両社の顧客への統合的なソリューションの提供

音楽領域で強固なネットワークを持つ当社と、音楽、演劇、スポーツなど幅広いジャンルの顧客基盤を有するSKIYAKIが、両社の顧客に対して、フィジカル領域におけるイベント・映像などのコンテンツ制作からデジタル領域における「Bitfan」を中核としたWebプラットフォームの提供まで、統合的にワンストップで提供を行うことで、アーティスト及びクリエイターの収益最大化に繋がる360°でのビジネス支援を実現します。

(ii) 新たなコンテンツIPとソリューションの創造

当社が得意とする音楽領域でのコンテンツIP（注6）の創造に加え、SKIYAKIが得意とする音楽ジャンル以外の領域において、新規コンテンツIPを創造することでエンタテインメント業界における新たな価値創出を企図するとともに、国内のみならず、グローバルに通用するコンテンツIPへ育成する仕組みづくりを目指します。

当社が有するディストリビューションサービスとSKIYAKIの「Bitfan」を中核としたファンプラットフォームを融合し、アーティスト及びクリエイターのグローバルな経済活動を可能とする、ディストリビューション×ファンクラブをコンセプトとした新たなサービス開発に着手します。

(iii) D X 化の推進

当社が企画制作する音楽イベントや店舗運営を行うエンタテインメントカフェ等に、S K I Y A K I のシステム開発における技術力を融合させ、D X 化を推進させることで、エンドユーザーのU X 向上を図るとともに、コンテンツIPの価値向上、事業拡大に繋げていきます。

(iv) 経営基盤の強化

企業の競争力の源泉である、人材（財）の活用・強化、パートナー・ネットワークの活用、財務基盤強化といった、両社が有する経営資源・ノウハウを結集し、経営の効率化を推進し、持続的成長を支える強靱な経営基盤の構築を図ります。

(注5) 「U X」とは、User Experienceの略称で、ユーザーが商品やサービスを通じて得られる体験や、サービスの使いやすさなどの品質に関することを指します。

(注6) 「I P」とは、Intellectual Propertyの略称で、知的財産のことを指します。

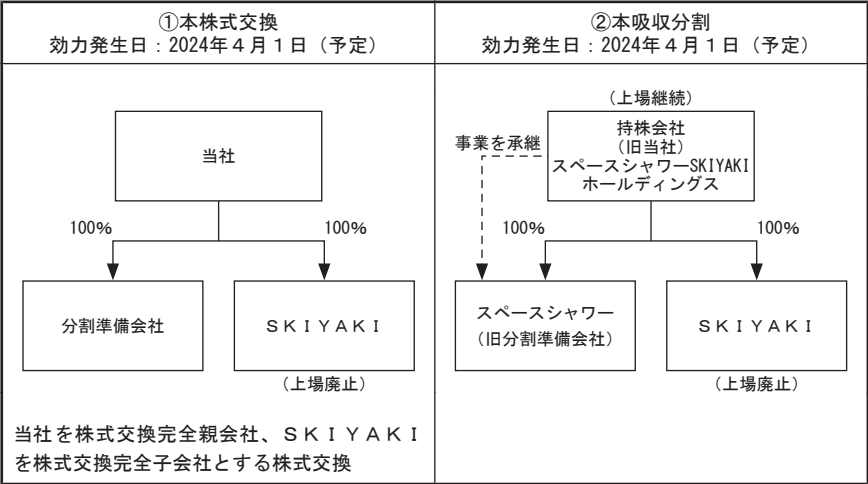
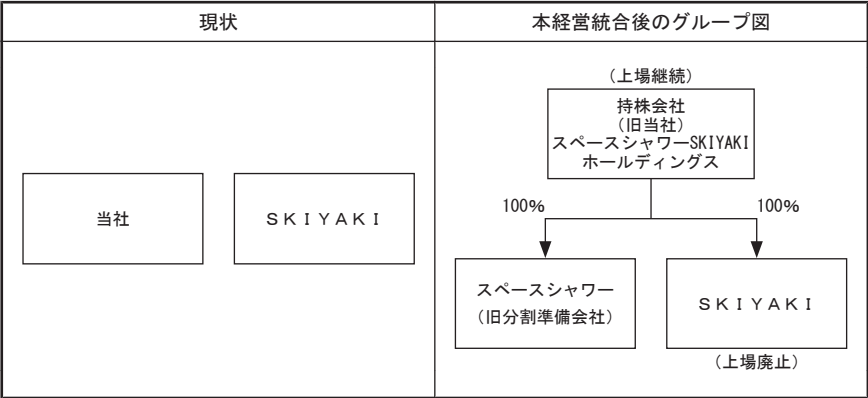
(4) 本経営統合の概要

本経営統合は、①当社を株式交換完全親会社とし、S K I Y A K I を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことにより、当社が、S K I Y A K I 普通株式を保有する株主からその保有する全てのS K I Y A K I 普通株式を取得し、S K I Y A K I は当社の完全子会社となり、②当社が、当社の完全子会社として設立した株式会社スペースシャワーネットワーク分割準備会社（以下「分割準備会社」といいます。）との間で吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにより、当社の事業に関する権利義務等を分割準備会社に承継させ、グループ経営管理事業、資産管理事業及び不動産賃貸事業を行う持株会社となることにより行います。

本経営統合に伴い、当社は商号を「スペースシャワーSKIYAKIホールディングス株式会社」に変更し、分割準備会社は商号を「株式会社スペースシャワーネットワーク」に変更します。

なお、当社は商号を「スペースシャワーSKIYAKIホールディングス株式会社」に変更した後も、当社の現在の証券コード（4838）で東京証券取引所スタンダード市場に上場を継続する予定です。また、S K I Y A K I 普通株式は、本株式交換により、本効力発生日である2024年4月1日（予定）に先立つ2024年3月28日付で、東京証券取引所グロース市場において上場廃止（最終売買日は2024年3月27日）となる予定です。

※参考図



2. 本株式交換契約の内容の概要

当社及びSKIYAKIが2023年11月10日付で締結した本株式交換契約の内容は、次のとおりであります。

株式交換契約書

株式会社スペースシャワーネットワーク（以下「甲」という。）及び株式会社SKIYAKI（以下「乙」という。）は、以下のとおり、2023年11月10日（以下「本契約締結日」という。）付で、株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換の実施）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲 商号：株式会社スペースシャワーネットワーク

住所：東京都港区六本木三丁目16番35号

乙 商号：株式会社SKIYAKI

住所：東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の株主名簿に記載又は記録された乙の各株主（ただし、第8条に定める乙の自己株式の消却が行われた後の株主をいい、以下「本割当対象株主」という。）に対して、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計数に0.76を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.76株の割合をもって甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項の規定に従って本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従って処理する。

第4条（資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い、甲が別途定める金額とする。

第5条（新株予約権の処理）

乙は、効力発生日（第6条にて定義する。）の前日までに、乙が発行した未だ権利行使されていない新株予約権のすべてについて、その新株予約権者をして、その保有するすべての新株予約権を適法かつ有効に行使させるよう最大限努力する。

第6条（本株式交換の効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2024年4月1日とする。ただし、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第7条（株式交換契約の承認）

1. 甲は、効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の決議による承認を求める。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の決議による承認を求める。

第8条（自己株式の消却）

乙は、効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議により、基準時において乙が保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により乙が取得する自己株式を含む。）の全部を、基準時において消却する。

第9条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日の前日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自己の業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産又は権利義務について重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、事前に相手方と協議し合意の上、これを行う。

第10条（本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合にはその効力を失う。

- (1) 効力発生日の前日までに、本契約につき第7条第1項又は第7条第2項に定める甲又は乙の株主総会の決議による承認が得られなかった場合
- (2) 本株式交換に関し、法令に基づき効力発生日までに必要な関係官庁等からの許可、承認等の取得、又は関係官庁等に対する届出等が完了しなかった場合
- (3) 前条に基づき本契約が解除された場合

第12条（裁判管轄）

本契約は、日本法に準拠し、日本法により解釈される。本契約に関連する甲乙間の一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（誠実協議）

本契約に定めのない事項又は解釈上疑義が生じた事項については、本契約の趣旨に従い、誠実に協議しこれを解決するよう努める。

以上の合意を証するため、本契約書の正本2通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2023年11月10日

甲：東京都港区六本木三丁目16番35号
株式会社スペースシャワーネットワーク
代表取締役社長 林 吉人

乙：東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号
株式会社SKIYAKI
代表取締役社長 小久保 知洋

3. 会社法施行規則第193条に定める内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

当社は、本株式交換契約の締結に際して、以下のとおり、対価の総数及び割当ては相当であると判断いたしました。また、当社はその後においてもかかる判断に重要な影響を与える事由は生じていないと判断しております。

① 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	SKIYAKI (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 株式交換比率	1	0.76
本株式交換により 交付する株式数	当社普通株式：8,190,871株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

SKIYAKI 普通株式1株に対して、当社普通株式0.76株を割当交付いたします。なお、上表に記載の本株式交換に係る株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）に重大な影響を与える事由が発生し又は判明した場合は、両社協議の上、本株式交換比率を変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する株式数

当社普通株式8,190,871株（予定）

上記の普通株式数は、2023年1月31日時点におけるSKIYAKI 普通株式の発行済株式総数（10,785,500株）から同日時点におけるSKIYAKIの所有する自己株式数（8,038株）を控除した株式数（10,777,462株）に基づいて算出しております。当社は、本株式交換に際して、当社がSKIYAKIの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）のSKIYAKIの株主の皆様に対して、その保有するSKIYAKI 普通株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の当社普通株式を割当交付する予定です。また、交付する株式については新株式の発行により対応する予定です。なお、SKIYAKIは、本株式交換の効力発生日の前日までに

開催する取締役会の決議により、基準時において保有している自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時をもって消却する予定であり、SK I Y A K I が基準時までには保有することとなる自己株式数等により、当社の交付する普通株式数は今後修正される可能性があります。また、SK I Y A K I が発行している本各新株予約権（下記(3)で定義いたします。）が行使された場合には、当該各新株予約権の目的となるSK I Y A K I 普通株式を含みます。

（注3）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、単元（100株）未満の当社普通株式の割当を受けるSK I Y A K I の株主の皆様につきましては、かかる割当てられた株式を東京証券取引所及びその他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなるSK I Y A K I の株主の皆様は当社の単元未満株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

・単元未満株式の買取制度（100株未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、保有することとなる当社の単元未満株式の買取りを請求することができます。

（注4）1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、当社普通株式1株に満たない端数の割当を受けることとなるSK I Y A K I の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当社が1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いし、端数部分の株式は割当てられません。

② 割当ての内容の根拠及び理由

当社及びSK I Y A K I は、上記「①本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定にあたり、本株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、当社は、トラスティーズFAS株式会社（以下「トラスティーズ」といいます。）を、SK I Y A K I は、山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサル」といいます。）を、両社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、それぞれ選定いたしました。

当社においては、下記「④公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるトラスティーズから2023年11月9日付で受領した株式交換比率の算定書、法務アドバイザーであるシティユーワ法律事務所からの助言等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

SK I Y A K I においては、下記「④公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である山田コンサルから2023年11月9日付で受領した株式交換比率の算定書、法務アドバイザーである弁護士法人北

浜法律事務所（以下「北浜法律事務所」といいます。）からの助言等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、SK I Y A K I の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

上記のほか、両社はそれぞれ相手方に対して実施したデューデリジェンスの結果等を踏まえて、財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、株式交換比率について、慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に本株式交換比率が妥当であり、それぞれの株主の利益に資するとの判断に至り、2023年11月10日開催の両社の取締役会により、本株式交換比率を含む本株式交換契約の締結を決議いたしました。

③ 算定に関する事項

ア 算定機関の名称及び両社との関係

当社の第三者算定機関であるトラスティーズ及びSK I Y A K I の第三者算定機関である山田コンサルは、いずれも、当社及びSK I Y A K I から独立した算定機関であり、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

イ 算定の概要

トラスティーズは、本株式交換比率について、当社及びSK I Y A K I の普通株式がともに金融商品取引所に上場しており、それぞれ市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うとともに、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунティッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用してそれぞれ算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式交換比率の算定レンジは、SK I Y A K I 普通株式1株に対して割り当てる当社普通株式の数の算定レンジを記載したものです。

算定方法	株式交換比率のレンジ
市場株価法	0.697～0.834
DCF法	0.433～0.771

なお、市場株価法においては、両社ともに2023年11月9日を算定基準日として、当社について、東京証券取引所スタンダード市場における算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間までの期間における取引日の株価終値単純平均に基づき、また、SK I Y A K I について、東京証券取引所グロース市場における算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間までの期間における取引日の株価終値単純平均に基づき算定いたしました。

トラスティーズは、本株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社及びそれらの関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。また、トラスティーズは、両社及びその関係会社の信用力についての評価も行っておりません。トラスティーズの本株式交換比率の算定は、2023年11月9日までに同社が入手した情報及び経済条件を反映したものであり、また、当社の財務予測その他将来に関する情報については、当社の経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、SKIYAKIの財務予測その他将来に関する情報については、SKIYAKIの経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成され、当社の経営陣により合理的に検討及び確認されたこと並びにそれらの予測に従い当社及びSKIYAKIの財務状況が推移することを前提としております。また、トラスティーズの算定は、当社の取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

なお、トラスティーズが算定の際に前提とした当社及びSKIYAKIの財務予測には、大幅な増減益を見込む事業年度は含まれておりません。

また、トラスティーズがDCF法による分析の基礎とした当社及びSKIYAKIの財務予測は、両社のスタンド・アローンベースであり、本経営統合による影響を加味したものではありません。

山田コンサルは、当社及びＳＫＩＹＡＫＩの両社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うとともに、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ＤＣＦ法（ディスカウンティッド・キャッシュ・フロー法）による算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。

算定方法	株式交換比率のレンジ
市場株価法	0.66～0.84
ＤＣＦ法	0.58～0.85

市場株価法においては、両社ともに2023年11月9日を算定基準日として、当社について、東京証券取引所スタンダード市場における算定基準日の終値、算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間までの期間における取引日の終値単純平均値を採用しております。ＳＫＩＹＡＫＩについて、東京証券取引所グロス市場における算定基準日の終値、算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間までの期間における取引日の終値単純平均値を採用しております。

ＤＣＦ法においては、両社が第三者算定機関に算定目的で使用することを了承した、当社及びＳＫＩＹＡＫＩの経営陣より提示された財務予測における収益や投資計画、その他一般に公表された情報等の諸要素を前提としております。

なお、山田コンサルがＤＣＦ法の評価の基礎とした、当社及びＳＫＩＹＡＫＩの財務予測について、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、本株式交換の実施により実現することが期待されるシナジー効果については、上場維持コストを除き、現時点において見積もることが困難であるため、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

山田コンサルは、本株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、それらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社から提出された財務予測（事業計画その他の情報を含みます。）に関する情報については、各社の経営陣により、当該提出時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。山田コ

ンサルの算定は2023年11月9日までに同社が入手した情報及び経済条件を反映したものとなります。

④ 公正性を担保するための措置

本株式交換において上場会社であるSK I Y A K Iが当社の株式交換完全子会社となることから、当社及びSK I Y A K Iは、本株式交換の公正性を担保するために以下の措置を実施しております。

ア 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、第三者算定機関としてトラスティーズを選定し、本株式交換比率の合意の基礎とすべく2023年11月9日付で本株式交換比率に関する株式交換比率算定書を取得いたしました。一方、SK I Y A K Iは第三者算定機関として山田コンサルを選定し、本株式交換比率の合意の基礎とすべく2023年11月9日付で本株式交換比率に関する株式交換比率算定書を取得いたしました。

算定報告書の概要については、上記「③算定に関する事項」をご参照下さい。なお、当社及びSK I Y A K Iは本株式交換比率が財務の見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

イ 独立した法律事務所からの助言

当社は、本株式交換を含む本経営統合に関する法務アドバイザーとして、シティユーワ法律事務所を選任し、本株式交換を含む本経営統合の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を受けております。一方、SK I Y A K Iは、本株式交換を含む本経営統合に関する法務アドバイザーとして、北浜法律事務所を選任し、本株式交換を含む本経営統合の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を受けております。

なお、シティユーワ法律事務所及び北浜法律事務所は、当社及びSK I Y A K Iから独立しており、当社及びSK I Y A K Iとの間に重要な利害関係を有しておりません。

⑤ 利益相反を回避するための措置

本株式交換にあたって、当社とSK I Y A K Iの間には、資本・人的・取引関係に該当事項はなく関連当事者に該当しないため、本株式交換に関する取締役会における意思決定の実施にあたって両社間で利益相反関係は生じないことから、上記「④公正性を担保するための措置」のほか、特段の措置は講じておりません。

(2) 当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第39条の規定に従い、当社が決定いたします。これは、当社の資本政策その他事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断しております。

(3) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

SK I Y A K I が発行している各新株予約権（第4回新株予約権（A）、第5回新株予約権（A）、第5回新株予約権（A）（第2次）、第5回新株予約権（B）（第3次）、第6回新株予約権（A）、第6回新株予約権（B）。以下「本各新株予約権」といいます。）については、いずれも本効力発生日までに全て行使される予定です。

なお、SK I Y A K I は新株予約権付社債を発行しておりません。

(4) SK I Y A K I の最終事業年度に係る計算書類等

SK I Y A K I の最終事業年度（2022年2月1日から2023年1月31日まで）に係る計算書類等の内容については、法令及び当社の定款の定めに基づき、電子提供措置事項記載書面への記載を省略しておりますので、電子提供措置事項が掲載されている各ウェブサイトにアクセスの上、ご確認ください。

(5) SK I Y A K I における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

① 資本準備金の額の減少

SK I Y A K I は、2023年7月1日を効力発生日として、資本準備金の額567,259,450円のうち567,000,000円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替えました。

② 株式会社エンターメディアFCの吸収合併

SK I Y A K I は、2023年7月1日を効力発生日として、SK I Y A K I の完全子会社であった株式会社エンターメディアFCを吸収合併いたしました。

③ 資本金の額の減少

SK I Y A K I は、2024年1月30日（予定）を効力発生日として、資本金の額597,284,450円のうち、567,284,450円減少させ、資本金の額を30,000,000円とし、減少する資本金の額567,284,450円の全額をその他資本剰余金に振り替えることを決定いたしました。

- (6) 当社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

当社は、2023年12月1日付で、分割準備会社を設立いたしました。

また、当社は、分割準備会社との間で、2023年12月22日付で、本吸収分割に係る吸収分割契約を締結いたしました。本吸収分割は、本総会において、第2号議案「吸収分割契約承認の件」のご承認を得て、本株式交換の効力が発生していることを条件として行う予定です。詳細につきましては、第2号議案「吸収分割契約承認の件」をご覧ください。

第2号議案 吸収分割契約承認の件

当社は、本経営統合を目的として、2023年11月10日開催の取締役会において、本株式交換の効力が発生していることを条件として、分割準備会社との間で、グループ経営管理事業、資産管理事業及び不動産賃貸事業を除く当社の営む一切の事業に関する権利義務を、分割準備会社に承継させる本吸収分割を実施することを決議し、2023年12月22日開催の取締役会決議に基づき、同日付で、分割準備会社との間で本吸収分割に係る吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本吸収分割契約のご承認をお願いするものであります。

なお、本吸収分割は、第1号議案「株式交換契約承認の件」が原案どおり承認可決されること及び本株式交換の効力が生じていることを条件として、その効力を生じるものとします。

1. 本吸収分割を行う理由

本吸収分割は、本株式交換とともに、本経営統合を目的として実施されるものであり、本吸収分割を行う理由は、第1号議案「株式交換契約承認の件」

1. 「本株式交換を行う理由」に記載のとおりであります。

2. 本吸収分割契約の内容の概要

当社及び分割準備会社が2023年12月22日付で締結した本吸収分割契約の内容は、次のとおりであります。

吸収分割契約書

株式会社スペースシャワーネットワーク（以下「甲」という。）及び株式会社スペースシャワーネットワーク分割準備会社（以下「乙」という。）は、2023年12月22日付で、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割の方法）

甲は、本契約に定めるところに従い、グループ経営管理事業、資産管理事業及び不動産賃貸事業を除く甲の一切の事業（以下「本事業」という。）に関して有する第3条第1項所定の権利義務を、吸収分割の方法により乙に承継させ、乙はこれを承継する（以下「本吸収分割」という。）。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲

商号：株式会社スペースシャワーネットワーク（但し、本効力発生日（第6条において定義される。以下同じ。）付で「スペースシャワーＳＫＩＹＡＫＩホールディングス株式会社」に商号変更予定。）

住所：東京都港区六本木三丁目16番35号

(2) 乙

商号：株式会社スペースシャワーネットワーク分割準備会社（但し、本効力発生日付で「株式会社スペースシャワーネットワーク」に商号変更予定。）

住所：東京都港区六本木三丁目16番35号

第3条（権利義務の承継）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細」に記載のとおりとする。
2. 本吸収分割により甲から乙に承継される債務その他の義務の引受けについては、いずれも免責的債務引受の方法による。なお、当該承継される債務その他の義務について、甲が会社法第759条第2項に基づきその履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその履行その他の負担をした全額について求償することができる。

第4条（本吸収分割に際して交付する金銭等に関する事項）

乙は、本吸収分割に際し、甲に対し、株式その他の金銭等の対価の交付を行わない。

第5条（乙の資本金及び準備金に関する事項）

本吸収分割により、乙の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しない。

第6条（本吸収分割の効力発生日）

本吸収分割がその効力を発生する日（以下「本効力発生日」という。）は、2024年4月1日とする。但し、本吸収分割の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は、協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第7条（本契約の承認）

1. 甲は、本効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約及び本吸収分割に必要な事項について、株主総会の決議による承認を求める。
2. 乙は、会社法第796条第1項本文の規定により、本契約について株主総会の決議による承認を受けることなく本吸収分割を行う。

第8条（本吸収分割の効力発生条件）

本吸収分割は、本効力発生日において甲及び株式会社ＳＫＩＹＡＫＩとの間の2023年11月10日付株式交換契約に基づく株式交換の効力が生じていることを条件として、その効力を生ずる。

第9条（競業禁止義務）

甲は、本吸収分割の効力発生後においても、本事業について、乙に対して一切の競業禁止義務を負わない。

第10条（本契約の変更及び解除）

甲及び乙は、本契約の締結日から本効力発生日の前日までの間において、協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、本効力発生日の前日までに、第7条第1項に定める甲の株主総会の決議による承認を得られなかったとき、本吸収分割の実行のために必要となる関係官庁等の承認等が得られなかったとき、又は前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失う。

第12条（準拠法及び裁判管轄）

1. 本契約は、日本法に準拠し、日本法により解釈される。
2. 本契約に関連する甲乙間の一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上の合意を証するため、本契約書の正本2通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2023年12月22日

甲：東京都港区六本木三丁目16番35号
株式会社スペースシャワーネットワーク
代表取締役社長 林 吉人

乙：東京都港区六本木三丁目16番35号
株式会社スペースシャワーネットワーク分割準備会社
代表取締役社長 林 吉人

承継対象権利義務明細

乙が本吸収分割により甲から承継する資産、負債、契約その他の権利義務は、以下のとおりとする。

1. 資産

本吸収分割の効力発生の直前時において、甲が本事業に関して保有している一切の資産（知的財産権その他の無形資産を含む。）。但し、以下の各号に定めるものを除く。

- (1) 本吸収分割の効力発生の直前時において、甲が保有している以下に定める会社の株式又は持分
 - ① 株式会社SKIYAKI
 - ② 株式会社セップ
 - ③ インフィニア株式会社
 - ④ コネクトプラス株式会社
 - ⑤ その他関係会社株式及び投資有価証券（但し、株式会社SPACE SHOWER FUGAを除く。）
- (2) 本吸収分割の効力発生の直前時において、甲が保有している一切の不動産
- (3) 本吸収分割の効力発生の直前時において、甲が保有している商標権
- (4) 本吸収分割の効力発生の直前時において、甲が保有している甲のグループ経営管理事業、資産管理事業又は不動産賃貸事業の運営のために必要な現預金、リース資産、ソフトウェア、敷金・保証金その他の資産

2. 負債及び債務

本吸収分割の効力発生の直前時において、甲が本事業に関して負担している一切の負債及び債務。但し、以下の各号に定めるものを除く。

- (1) 未払法人税等、未払消費税等、その他一切の租税債務
- (2) 甲のグループ経営管理事業、資産管理事業及び不動産賃貸事業に関連する未払債務、リース債務その他の負債及び債務
- (3) 役員賞与引当金
- (4) 役員退職慰労引当金

3. 労働関連契約

本吸収分割の効力発生の直前時において、甲が甲の従業員との間で締結している一切の雇用契約その他の契約に係る契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務

4. 契約（労働関連契約を除く。）

本吸収分割の効力発生の直前時において、甲が本事業に関して締結している一切の契約に係る契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務。但し、以下に定める契約に係る契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務を除く。

- (1) 会計監査人との間で締結している監査契約及びこれに附帯又は関連する契約

- (2) 株主名簿管理人との間で締結している株主名簿管理人委託契約及びこれに附帯又は関連する契約
- (3) 金融機関との間で締結している甲の株式事務のための預金口座に関する契約及びこれに附帯又は関連する契約
- (4) 証券会社との間で締結している一切の契約及びこれに附帯又は関連する契約
- (5) 甲が発行する有価証券の株式会社東京証券取引所への上場に関連して締結している上場契約及びこれに附帯又は関連する契約
- (6) 甲の役員を対象とする会社役員賠償責任保険その他の保険に関する契約及びこれに附帯又は関連する契約
- (7) 以下に定める契約並びにこれらの契約において企図されている取引に関して締結している一切の契約及びこれに付帯又は関連する契約
 - ① 甲及び株式会社ＳＫＩＹＡＫＩとの間の2023年11月10日付経営統合契約
 - ② 甲及び株式会社ＳＫＩＹＡＫＩとの間の2023年11月10日付株式交換契約
- (8) 本吸収分割により甲から乙に承継されない資産又は負債及び債務に付帯又は関連する契約

5. 許認可等

本吸収分割の効力発生直前時において、甲が本事業に関して取得している一切の免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なもの。

以 上

3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

本吸収分割は完全親子会社間において行われるため、本吸収分割に際し、株式の割当てその他の対価の交付は行いません。分割準備会社は当社の完全子会社であることから、かかる内容は相当であると判断しております。

- (2) 本吸収分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い
当社は新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

(3) 分割準備会社の成立の日における貸借対照表の内容

分割準備会社の第1期事業年度は、会社成立の日である2023年12月1日より2024年3月31日までであり、本書類作成日現在、第1期事業年度を終了しておりませんので、最終事業年度はありません。分割準備会社の成立の日における貸借対照表の内容は以下のとおりです。

貸 借 対 照 表
(2023年12月1日現在)

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,000,000	流 動 負 債	0
現金及び預金	1,000,000	固 定 負 債	0
固 定 資 産	0	負 債 合 計	0
		純資産の部	
		株 主 資 本	1,000,000
		資本金	1,000,000
		資本準備金	0
		純資産合計	1,000,000
資産合計	1,000,000	負債・純資産合計	1,000,000

(4) 分割準備会社における成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
該当事項はありません。

(5) 当社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

当社は、S K I Y A K I との間で、2023年11月10日付で、本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換は、本臨時株主総会において、第1号議案「株式交換契約承認の件」のご承認を得て行う予定です。詳細につきましては、第1号議案「株式交換契約承認の件」をご覧ください。

また、当社は、2023年12月1日付で、分割準備会社を設立いたしました。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、本経営統合による持株会社体制への移行に伴い、商号を変更し、事業目的を持株会社に合致した目的に変更するとともに、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行するものであります。これに伴い、商号及び事業目的に関する規定の変更、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うとともに、持株会社への移行後の経営体制に対応するために代表取締役及び役付取締役に関する規定並びに株主総会及び取締役会の招集権者及び議長に関する規定の変更等を行います。
- (2) 取締役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮することができるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で取締役の責任を免除することができる旨の規定を新設するものであります。また、業務執行取締役等でない取締役とも責任限定契約を締結できるよう、規定を一部変更するものであります。なお、本定款変更については、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記各変更に伴い、条数等の変更を行うものであります。
- (4) なお、本議案における定款変更については、第1号議案「株式交換契約承認の件」及び第2号議案「吸収分割契約承認の件」が原案どおり承認可決されること並びに本株式交換及び本吸収分割の効力が生じていることを条件として、2024年4月1日付で効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 第1条（商号） 当社は、<u>株式会社スペースシャワーネットワーク</u>と称し、英文では<u>SPACE SHOWER NETWORKS INC.</u>と表示する。 第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第1章 総 則 第1条（商号） 当社は、<u>スペースシャワーSKIYAKIホールディングス株式会社</u>と称し、英文では、<u>SPACE SHOWER SKIYAKI HOLDINGS INC.</u>と表示する。 第2条（目的） 当社は、次の事業を営む<u>会社（外国会社を含む。）</u>、<u>組合（外国における組合に相当するものを含む。）</u>及びこれに相当する事業を営む<u>会社の株式を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理並びにそれに付帯する業務を行うことを目的とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
1. (条文省略) 2. <u>通信衛星又は地上回線を用いた映像コンテンツソフトの配給及び販売</u> 3. ～4. (条文省略) 5. <u>書籍、雑誌、その他の出版物の企画、編集及び販売</u> 6. ～10. (条文省略) 11. 芸能プロダクションの経営 12. <u>コンサート等の各種イベントの企画、制作及び運営</u> 13. ライブハウス、劇場、飲食店等の経営 14. ～17. (条文省略) 18. 労働者派遣事業 19. (条文省略) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	1. (現行どおり) 2. <u>映像・音声のソフトウェア（フィルム、ディスク及びテープ）の企画、制作、製造、販売、賃貸、輸出入及び卸業務並びに放送、上映、配給並びにこれらの仲介、代理</u> 3. ～4. (現行どおり) 5. <u>書籍、雑誌、電子出版物等の企画、編集、制作、出版及び販売</u> 6. ～10. (現行どおり) 11. <u>芸能タレント、音楽家、スポーツ選手、スポーツ等のインストラクター、音声・映像技術者の育成及びマネージメント並びに芸能プロダクションの経営</u> 12. <u>映画、音楽、美術、情報及びスポーツその他のイベントの企画、制作、運営並びにその販売</u> 13. <u>ディスコ・ライブハウス、劇場、飲食店等の経営及び経営コンサルタント業務</u> 14. ～17. (現行どおり) 18. <u>労働者派遣事業及び労働者紹介事業</u> 19. (現行どおり) 20. <u>パソコン及び移動体端末向けインターネットを利用した情報提供サービス並びに通信販売業務</u> 21. <u>パソコン及び移動体端末向けインターネットを利用したビジネスに関する企画、調査、開発、制作及び販売</u> 22. <u>コンピュータソフトウェア及びデジタルコンテンツ（テキスト、音声、静止画、動画等）の企画、開発、製作、販売、輸出入及び調査、コンサルタント業務</u> 23. <u>コンピュータシステムの企画、開発、販売、調査、データ処理、保守管理、事務処理の受託、及びそれらに関するコンサルタント業務</u> 24. <u>自社の運営するウェブサイト等で集めた会員を対象とした情報提供サービスの仲介・斡旋</u> 25. <u>インターネット、情報ネットワークで取引及び決済、認証するサービスの提供</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	26. インターネットでの商品売買代金の決済業務及びその代行
(新設)	27. インターネットを利用した決済処理に関する業務の受託及びその代行
(新設)	28. 通信販売業務並びに通信販売の仲介・情報提供業務
(新設)	29. 酒類、食料品、米穀類、医薬品、化粧品、日用雑貨品の卸売及び通信販売を含む小売業
(新設)	30. 酒類、アルコール、各種飲料水、農畜産加工・冷凍食品等の加工製造販売業
(新設)	31. 前2号に掲げる商品の輸出入業、代理業及び仲立業
(新設)	32. 経営コンサルタント業務
(新設)	33. 商品市場の開発のためのコンサルタント業務
(新設)	34. 国際間の情報交換によるビジネスコンサルタント業務
(新設)	35. ポスター、カレンダー、パンフレット等の印刷物の企画、制作、製造及び販売
(新設)	36. コンピュータ、通信機器、オーディオビジュアル及びその関連機器の企画、開発、調査、コンサルティング、販売、斡旋、保守
(新設)	37. 事業間の商品流通促進のためのコンピュータによる仲介及び卸売業務
(新設)	38. 作詞、作曲、歌唱、演奏、音声・映像に関する音楽教室の経営
(新設)	39. 古物商
20. 前各号に付帯関連する一切の業務	40. 前各号に付帯関連する一切の業務
第2章 株 式	第2章 株 式
第3条～第9条 (条文省略)	第3条～第9条 (現行どおり)
第10条 (株主名簿管理人)	第10条 (株主名簿管理人)
(条文省略)	(現行どおり)
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。	2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める。

現 行 定 款	変 更 案
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。 第11条 (条文省略) 第 3 章 株主総会 第12条～第13条 (条文省略) 第14条 (招集権者及び議長) 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 第15条～第18条 (条文省略) 第 4 章 取締役及び取締役会 第19条 (条文省略) 第20条 (取締役の員数) 当会社の取締役は、<u>11名以内とする。</u> (新設) 第21条 (取締役の選任方法) 取締役は、株主総会において選任する。 2. ～ 3. (条文省略) (新設) 第22条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u>	3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。 第11条 (現行どおり) 第 3 章 株主総会 第12条～第13条 (現行どおり) 第14条 (招集権者及び議長) <u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u> 2. <u>前項で定めた取締役に事故があるときは、</u> 取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 第15条～第18条 (現行どおり) 第 4 章 取締役及び取締役会 第19条 (現行どおり) 第20条 (取締役の員数) 当会社の取締役は、12名以内とする。 2. <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u> 第21条 (取締役の選任方法) <u>取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u> 2. ～ 3. (現行どおり) 4. <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> 第22条 (取締役の任期) 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除)

現 行 定 款	変 更 案
(新設) (新設) 第23条（代表取締役及び役付取締役） 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u> 第24条（取締役会の招集権者及び議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u> 第25条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 第26条 (条文省略)	2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 第23条（代表取締役及び役付取締役） 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長1名、取締役共同社長2名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u> 第24条（取締役会の招集権者及び議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 2. <u>前項で定めた取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u> 第25条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 第26条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(新設) 第27条 (取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。 第28条 (条文省略) 第29条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。 第30条 (社外取締役との責任限定契約) (新設) 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める額を限度として限定する契約を締結することができる。</u> 第5章 監査役及び監査役会 第31条 (監査役及び監査役会の設置) 当会社は<u>監査役及び監査役会</u>を置く。 第32条 (監査役の数) 当会社の監査役は、4名以内とする。 第33条 (監査役の選任方法) 監査役は、株主総会において選任する。	第27条 (重要な業務執行の決定の委任) <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> 第28条 (取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。 第29条 (現行どおり) 第30条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u> 第31条 (取締役の責任免除) <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の定める額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める額を限度として限定する契約を締結することができる。 第5章 監査等委員会 第32条 (監査等委員会の設置) 当会社は<u>監査等委員会</u>を置く。 (削除) (削除)

現 行 定 款	変 更 案
2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>第34条（監査役の任期）</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> <u>第35条（補欠監査役の予選の効力）</u> <u>補欠監査役の予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>第36条（常勤の監査役）</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> <u>第37条（監査役会の招集通知）</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u> <u>第38条（監査役会の決議方法）</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u> <u>第39条（監査役会の議事録）</u> <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u> <u>第40条（監査役会規程）</u> <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	(削除) (削除) 第33条（常勤の監査等委員） <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u> 第34条（監査等委員会の招集通知） <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> 第35条（監査等委員会の決議方法） <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u> 第36条（監査等委員会の議事録） <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u> 第37条（監査等委員会規程） <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<u>第41条（監査役の報酬等）</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	（削除）
<u>第42条（社外監査役との責任限定契約）</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める額を限度として限定する契約を締結することができる。</u>	（削除）
第6章 会計監査人 第43条～第45条（条文省略） 第46条（会計監査人の報酬） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。	第6章 会計監査人 第38条～第40条（現行どおり） 第41条（会計監査人の報酬） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。
第7章 計 算 第47条～第50条（条文省略） （附則） （新設）	第7章 計 算 第42条～第45条（現行どおり） （附則） <u>（持株会社体制および監査等委員会設置会社移行に関する経過措置）</u> 第1条 2024年1月26日開催の臨時株主総会において承認可決された本定款の一部変更は、同臨時株主総会において吸収分割契約承認の件が原案どおり承認可決され、当該吸収分割契約に基づく吸収分割の効力が生ずることを条件として、当該吸収分割の効力発生日に効力が生ずるものとする。 2. 本条は、前項の効力発生日の経過をもって削除する。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、定款変更の効力発生時をもって監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（9名）は、定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力が発生するものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	はやし よしと 林 吉人 1965年1月3日	1988年4月 伊藤忠商事(株) 入社 2000年5月 (株)サンセントシネマワークス 入社 2002年3月 当社 入社 2005年4月 (株)セップ 取締役 2007年4月 当社 執行役員 コーポレート企画室長 2011年4月 (株)Pヴァイン 取締役 2016年2月 コネクトプラス(株) 取締役 2016年3月 インフィニア(株) 代表取締役会長 2016年4月 当社 執行役員 エンタテインメント事業本部長 2018年4月 当社 上席執行役員 エンタテインメント事業本部長 2018年4月 インフィニア(株) 代表取締役社長 2019年4月 当社 上席執行役員 事業開発本部長 2019年6月 当社 取締役 兼 上席執行役員事業開発本部長 2019年12月 GROVE(株) 取締役 2020年4月 当社 取締役 兼 上席執行役員経営戦略本部長 2020年4月 コネクトプラス(株) 取締役 2021年2月 (株)SPACE SHOWER FUGA 取締役 2021年4月 当社 代表取締役社長 経営戦略本部長 2021年4月 インフィニア(株) 代表取締役会長 2022年4月 当社 代表取締役社長（現任） 2023年6月 インフィニア(株) 取締役会長（現任）	36,812株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2 ※	こくほ ともひろ 小久保 知洋 1974年6月27日	1997年4月 富士写真フイルム㈱（現富士フイルムホールディングス㈱） 入社 2001年2月 光画印刷㈱ 入社 2002年11月 ㈱オン・ザ・エッジ 入社 2007年4月 ㈱ライブドア 執行役員就任 2012年1月 NHN JAPAN㈱ 入社 2012年6月 ㈱Cerendip 代表取締役就任 2013年12月 ㈱Diverse 取締役就任 2019年4月 ㈱SKIYAKI 第二技術開発室（現開発部） 担当取締役就任（現任） 2020年12月 同社 代表取締役社長就任（現任）	—
3	きたじまなお き 北島直樹 1960年4月23日	1983年4月 伊藤忠商事㈱ 入社 2001年5月 ㈱スポーツ・アイ ネットワーク （現 ㈱ジェイ・スポーツ） 出向 営業本部長 2003年2月 同社 取締役 2004年3月 ㈱ナノ・メディア 出向 取締役副社長 経営企画・管理担当 2008年7月 アシュリオン・ジャパン㈱ 出向 CSO 兼 CMO 2009年8月 伊藤忠商事㈱ 情報通信・メディア部門 担当部長 2012年7月 ㈱スター・チャンネル 出向 取締役 2017年4月 当社 出向 執行役員 経営管理本部長 2017年4月 ㈱セップ 取締役（現任） 2017年4月 ㈱Pヴァイン 取締役 2017年4月 インフィニア㈱ 取締役（現任） 2017年6月 当社 取締役 兼 執行役員 経営管理本部長 2018年4月 当社 取締役 兼 常務執行役員 経営管理本部長 2019年4月 GROVE㈱ 取締役 2020年4月 当社 取締役 兼 常務執行役員 管理本部長 2021年2月 ㈱SPACE SHOWER FUGA 監査役（現任） 2022年4月 当社 取締役 兼 常務執行役員（現任）	21,506株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 の 数
4	なとりたつとし 名取達利 1973年10月29日	2002年 1 月 ㈱ビートリップ 入社 2003年10月 当社 入社 2012年 4 月 当社 ライブハウス事業部長 2019年 4 月 当社 執行役員 WWW本部長 2021年 4 月 当社 執行役員 アーティストリレーション本 部長 2022年 4 月 当社 執行役員 ライブ・コンテンツ事業本部 長 2023年 4 月 当社 上席執行役員 ライブ・コンテンツ事業 本部長 2023年 6 月 当社 取締役 兼 上席執行役員 ライブ・コン テンツ事業本部長(現任)	5,218株
5 ※	さかいしんや 酒井真也 1982年12月14日	2008年12月 太陽ASG有限責任監査法人(現太陽有限責任監 査法人) 入所 2012年10月 公認会計士登録 2013年10月 ㈱SKIYAKI 入社 2014年 1 月 同社 管理グループ 財務・経理部マネー ジャー 2015年 4 月 同社 Gadgetグループ 担当取締役 2015年10月 同 社 Finance, Accounting & Administrationグループ(現管理部) 担当 取締役(現任)	—
6 ※	ひろたまさとも 廣田政智 1984年12月19日	2012年11月 ㈱ホープインターナショナル 入社 2015年 8 月 GMOペイメントゲートウェイ株式会社 入社 2017年10月 同社 営業部マネージャー就任 2018年10月 ㈱SKIYAKI 入社 経営企画室長 2020年 4 月 同社 経営企画室 担当取締役(現任) 2023年 2 月 同社 ソリューション事業部 担当取締役 (現任)	—

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害について補償することとしております。会社法第430条の3第1項の規定に基づき、当該保険契約の更新を取締役会において決議する予定であり、各候補者が取締役に選任され就任した場合は、各候補者は当該保険契約の被保険者となる予定であります。

第5号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、定款変更の効力発生時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案については、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力が発生するものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式の数
1 ※	は せ がわ ひろあき 長谷川 裕朗 1959年11月27日	1981年4月 ㈱ライフ 入社 1987年7月 ㈱アニマルハウス 入社 1991年12月 ㈱スペースシャワー 入社 1997年4月 当社 財務経理部長 2005年4月 ㈱スペースシャワーTV 取締役 2005年6月 当社 執行役員 グループ管理本部担当 2011年4月 ㈱ブルース・インターアクションズ (現 ㈱Pヴァイン) 取締役 2011年4月 当社 執行役員 グループ管理本部長 2011年6月 ㈱セップ 取締役 2011年6月 当社 取締役 管理グループ担当 兼 グループ管理本部長 2013年6月 当社 執行役員 経営管理本部長 2014年4月 当社 執行役員 コーポレート本部長代行 2016年2月 インフィニア㈱ 取締役 2016年6月 コネクトプラス㈱ 取締役 2017年4月 当社 執行役員 経営管理本部長代行 2018年4月 当社 執行役員 経営管理本部長代行 兼 内部監査室長 2019年4月 当社 経営管理本部長代行 兼 内部監査室長 2019年4月 GROVE㈱ 監査役 2019年6月 当社 監査役 (現任) 2019年6月 ㈱セップ 監査役 (現任) 2019年6月 ㈱Pヴァイン 監査役 2019年6月 インフィニア㈱ 監査役 (現任) 2019年6月 コネクトプラス㈱ 監査役 (現任)	9,600株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2 ※	伊藤 修平 いとうしゅうへい 1970年6月7日	1995年10月 センチュリー監査法人 (現 有限責任あずさ監査法人 国際部) 入所 1999年4月 公認会計士登録 2005年10月 伊藤公認会計士事務所開設 代表(現任) 2005年12月 税理士登録 2006年6月 みかさ監査法人設立 社員 2009年1月 ㈱SOXアドバイザーズ 代表取締役(現任) 2009年8月 みかさ監査法人 代表社員(現任) 2011年6月 当社 社外監査役(現任) 2021年12月 ㈱Faber Company 取締役(監査等委員)(現任) 2022年6月 ネットイヤーグループ㈱ 取締役(監査等委員)(現任)	—
3 ※	井上 昌治 いのうえしやうじ 1961年7月29日	1984年4月 ㈱住友銀行(現株式会社三井住友銀行) 入行 1997年10月 司法試験合格 2000年12月 第一東京弁護士会登録 2001年12月 ㈱総合医科学研究所(現㈱総医研ホールディングス) 社外監査役 2009年9月 弁護士法人マーキュリー・ジェネラル 入所(現任) 2015年4月 ㈱SKIYAKI 社外監査役 2016年3月 KLab㈱ 社外取締役(監査等委員)(現任) 2016年4月 ㈱SKIYAKI 社外取締役(監査等委員)(現任) 2017年7月 ㈱ザッパラス 社外取締役(監査等委員) 2017年11月 アララ㈱ 社外取締役(監査等委員)(現任)	—

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
4 ※	まるやま さとし 丸山 聡 1977年6月27日	2007年4月 ㈱ネットエイジグループ（現ユナイテッド ㈱） 入社 2013年1月 ベンチャーユナイテッド㈱ 取締役 2018年12月 アクセルマーク㈱ 社外取締役（監査等委 員）（現任） 2019年3月 ピクスタ㈱ 社外取締役（監査等委員）（現 任） 2021年12月 StarshotPartners（同） 代表社員（現任） 2022年4月 ㈱SKIYAKI 社外取締役（監査等委員）（現 任） 2022年5月 松竹㈱ 社外取締役（現任）	—

- （注） 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 伊藤修平、井上昌治及び丸山聡の各氏は、社外取締役候補者であります。当社は、伊藤修平氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本総会において同氏の選任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。また、本総会において、井上昌治及び丸山聡の両氏の選任が承認された場合は、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出る予定であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要については以下のとおりであります。
- （1）伊藤 修平氏につきましては、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と専門的な知識を有しており、主に財務及び会計の観点から、当社経営の適法性・適正性等を確保するために適宜助言・提言いただくことで、経営監視機能のさらなる充実が図れると判断したためであります。
- また、同氏は現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって12年7ヶ月となります。
- （2）井上昌治氏につきましては、弁護士として、法律、上場企業経営及びIT業界について豊富な知見を有しており、当該知見を活かし、特に業務執行体制及び意思決定プロセスの適正性等について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- （3）丸山聡氏につきましては、ベンチャーキャピタルにおける成長企業に対するアドバイザー経験及び上場会社における経営管理等、企業経営に関する幅広い見識と豊富な経験を有しており、当該知見を活かし、新たに経営管理について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。

5. 当社は、伊藤修平氏との間で会社法第427条第1項に基づき、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の契約を締結しており、監査等委員である取締役の各候補者の選任が承認された場合は、各氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害について補償することとしております。会社法第430条の3第1項の規定に基づき、当該保険契約の更新を取締役会において決議する予定であり、各候補者が取締役を選任され就任した場合は、各候補者は当該保険契約の被保険者となる予定であります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、定款変更の効力発生時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬限度額については、2000年6月20日開催の第6期定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今のコーポレート・ガバナンスの趨勢も考慮して、年額300百万円以内とさせていただきたいと存じます。本議案につきましては、現行の役員報酬体系及び支給水準のほか、持株会社体制に移行後の動向等を総合的に考慮して決定したものであり、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針とも実質的に合致していることから、相当であると考えております。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は9名（うち社外取締役5名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、6名（うち社外取締役0名）となります。

なお、本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力が生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、定款変更の効力発生時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今のコーポレート・ガバナンスの趨勢も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額500万円以内とさせていただきたいと存じます。本議案につきましては、現行の役員報酬体系及び支給水準のほか、ガバナンスにおいて監査等委員が果たす職責等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと考えております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第3号議案及び第5号議案が原案どおり承認可決されますと4名となります。

なお、本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力が生じるものといたします。

第8号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、定款変更の効力発生時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬限度額については、2000年6月20日開催の第6期定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただき、また、当該報酬枠とは別枠にて、譲渡制限付株式報酬に係わる取締役（社外取締役を除く。）の報酬限度額について、2022年6月29日開催の第28期定時株主総会において、年額50百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。今般、監査等委員会設置会社への移行に伴い、現在の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬に係わる報酬限度額の定めを廃止し、改めて、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」の承認可決により設定される報酬枠とは別枠にて、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対する譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権の総額を、年額50百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と設定することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬の内容は2022年6月29日開催の第28期定時株主総会においてご承認いただきました現行制度に係る報酬の内容と実質的に同一であり、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針とも実質的に合致していることから、相当であると考えております。

本議案に係る対象取締役の員数は、第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、6名となります。

なお、本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力が生じるものといたします。

【譲渡制限付株式報酬制度の概要】

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年10万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東

京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役特に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社

となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

株主総会 会場ご案内図

会 場 東京都港区六本木3丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター

電 話 080-6860-3755



「交通のご案内」

六本木一丁目駅 西改札直結（南北線）

お願い：駐車場のご用意はございません。また、当日は会場周辺道路及び近隣駐車場の会場に混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。



この招集ご通知は、環境に優しい植物油インキを使用しております。